

静岡海区漁業調整委員会指示第3-8号

伊東市地先及び熱海市地先の下記区域内のいか類の保護培養を図るため、その採捕について漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

その関係図面は、水産資源課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

静岡海区漁業調整委員会 会長 鈴木 精

1 いか類採捕の禁止

下表に示す区域内では、いか類の採捕を禁止する。

ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 静岡県漁業調整規則（令和2年静岡県規則第61号）第47条の規定により知事の許可を受けた者が当該許可に基づいて行う場合
- (2) 静岡海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた試験研究機関等が試験研究その他の公益上必要とされる目的のために行う場合

指 示 区 域	
区 域	基 点 の 位 置
伊東市宇佐美地区 基点第1号から真方位90度100メートルの点を中心とする半径100メートルの円によって囲まれた海面	基点第1号 宇佐美漁港東防波堤の灯台
伊東市伊東地区 基点第2号、基点第3号及び基点第10号を中心とする半径200メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海面	基点第2号 伊東港第一防波堤屈曲箇所東壁に設置した標識 基点第3号 奥の浜東防波堤北東端 基点第10号 東防波堤屈曲箇所付近に設置した標識
伊東市川奈地区 基点第4号を中心とする半径200メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海面及び基点第5号を中心とする半径100メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海面	基点第4号 川奈港小浦防波堤北端 基点第5号 伊東市川奈字小網代小網代防波堤標柱
伊東市富戸地区 基点第6号を中心とする半径150メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海面	基点第6号 富戸漁港北防波堤先端電柱
伊東市八幡野地区 基点第7号を中心とする半径200メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海面	基点第7号 八幡野漁港第一防波堤の灯台

伊東市赤沢地区 基点第8号を中心とする半径100メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海面	基点第8号 赤沢漁港防波堤南西端
熱海市網代地区 基点第9号を中心とする半径200メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海面	基点第9号 網代漁港宮崎防波堤付け根南端

## 2 禁止期間

4月1日から9月30日まで

## 3 承認証の交付

委員会は、上記1(2)における採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付するものとする。

## 4 制限又は条件

### (1) 承認証の携帯

承認を受けた者は、いか類を採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。

### (2) 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

### (3) 譲渡又は販売の禁止

承認を受けた者は、採捕したいか類を譲渡又は販売してはならない。ただし、委員会が特別の必要があると認めた場合は、この限りではない。

### (4) 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

### (5) その他の制限又は条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に制限又は条件を付することができる。

## 5 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、別記「いか類採捕承認事務取扱要領」による。

## 6 指示の有効期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

## 別記

### いか類採捕承認事務取扱要領

#### 第1 承認対象者の範囲

静岡海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）指示の1(2)に規定する試験研究機関等の範囲は、国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）による独立行政法人若しくは学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条に規定する国立学校、公立学校若しくは私立学校若しくはこれらに準ずる機関又はこれらの機関の委託を受けた者とする。

#### 第2 承認の申請

いか類の採捕の承認（以下「採捕の承認」という。）を受けようとする者は、いか類採捕承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

- (1) 申請理由書
- (2) 事業計画書
- (3) 用船の場合は船舶使用承諾書（印鑑証明書添付）
- (4) 漁具図
- (5) 漁業権者の同意書
- (6) その他委員会が必要と認める書類

#### 第3 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、いか類採捕承認証（以下「承認証」という。）（様式第2号）を申請者に交付する。

#### 第4 承認証の書換え

承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、速やかにいか類採捕承認内容変更承認申請書（様式第3号）に承認証を添えて委員会に提出すること。

#### 第5 承認証の再交付

承認を受けた者は、承認証を亡失し又はき損したときは、速やかにいか類採捕承認証再交付申請書（様式第4号）を委員会に提出し、承認証の再交付を受けること。

#### 第6 承認証の返納

承認を受けた者は、当該承認がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに委員会に承認証を返納すること。

#### 第7 実績の報告

採捕実績の報告は、いか類採捕報告書（様式第5号）により行うものとする。

いか類採捕承認申請書

年 月 日

静岡海区漁業調整委員会会長 様

住 所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

下記によりいか類採捕の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 採捕目的
- 2 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 採捕区域
- 4 採捕しようとする種類及び数量
- 5 採捕方法
- 6 使用船舶
  - (1) 船名
  - (2) 漁船登録番号又は船舶番号
  - (3) 総トン数又は船舶の長さ
  - (4) 馬力数
  - (5) 船舶所有者
- 7 採捕従事者

注) 「7 採捕従事者」には、採捕従事者の住所及び氏名を記すこと。

静岡認第 号

いか類採捕承認証

住所又は所在地

氏名又は名称

- 1 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 採捕区域
- 3 採捕しようとする種類及び数量
- 4 採捕方法
- 5 使用船舶
  - (1) 船名
  - (2) 漁船登録番号又は船舶番号
  - (3) 総トン数又は船舶の長さ
  - (4) 馬力数
- 6 制限又は条件
- 7 採捕従事者

上記のとおり承認する。

年 月 日

静岡海区漁業調整委員会

会長 氏名 印

いか類採捕承認内容変更承認申請書

年 月 日

静岡海区漁業調整委員会会長 様

住 所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

下記によりいか類採捕承認の内容変更について承認を受けたいので、申請します。

記

1 承認番号 静岡認第 号

2 承認年月日 年 月 日

3 変更しようとする事項

現在の承認内容	変更しようとする内容

4 変更しようとする理由

いか類採捕承認証再交付申請書

年 月 日

静岡海区漁業調整委員会会長 様

住 所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

いか類採捕承認証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号                      静岡認第                      号
- 2 承認年月日                      年                      月                      日
- 3 亡失（き損）の理由

いか類採捕報告書

年 月 日

静岡海区漁業調整委員会会長 様

住 所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

下記のとおり報告します。

記

年月日	場所	種類	数量
			個体 kg
			個体 kg
			個体 kg

注) いか類採捕報告書の種類と数量は、種類ごとに個体数と重量を記すこと。